

京都市都市公園条例の一部を改正する条例（令和2年3月30日京都市条例第74号）
（文化市民局市民スポーツ振興室）

文化市民局市民スポーツ振興室が所管する有料公園施設において、指定管理者の許可を得て広告を表示することができることとし、その利用料金の上限額を定める必要があるため、京都市都市公園条例を改正することとしました。

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第74号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「を利用しよう」を「の利用（広告を表示するための利用を含む。以下同じ。）をしよう」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定により広告を表示するために有料公園施設を利用する場合には、前項の規定は、適用しない。

別表第3付属設備の項を次のように改める。

付 属 設 備	別に定める。
広 告 の 表 示	別に定める。

別表第3備考2中「除く」の右に「。以下この備考において同じ」を、「とする」の右に「。ただし、有料公園施設を広告の表示のために利用する場合は、この限りでない」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市都市公園条例の規定による広告の表示のための利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(文化市民局市民スポーツ振興室)